

中野区教育委員会会議録 平成23年第11回定例会

○開会日 平成23年4月15日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 10時20分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(9名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊 (欠席)

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委員	高 木 明 郎

○傍聴者数            4人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第33号議案 中野区文化財保護審議会への諮問について

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 4 / 1 3     定例校長会について
- ・ 4 / 1 4     キッズ・プラザ武蔵台開所式について
- ・ 4 / 1 4     中野区医師会東日本大震災災害支援報告会について

(2) 事務局報告事項

(なし)

中野区 教育委員会  
第 1 1 回定例会  
(平成 2 3 年 4 月 1 5 日)

午前10時00分開会

山田委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第11回定例会を開会いたします。

本日は、子ども教育施設担当の中井副参事が災害復興支援業務のため宮城県亘理町へ派遣されており、欠席です。この件につきましては教育長からご説明いただきます。

教育長

この件について補足をさせていただきます。

現在、中野区は、宮城県の岩沼市と亘理町と東日本大震災の復興支援に関する協定書というのを結びまして、それに基づきまして支援のための職員の派遣を行っております。

中井副参事につきましては、亘理町に4月18日から22日までの予定で、職員4人と一緒に5人で、主ががれきの撤去の立ち会いでありますとか、放置されている自動車の撤去の立ち会いというようなことで従事しております。今後、職員は順次、両自治体にローテーションを組んで、現在のところ5月いっぱいぐらいまで行く予定ですが、その後についても協力をしていきたいというふうに考えています。

山田委員長

ありがとうございました。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第33号議案「中野区文化財保護審議会への諮問について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

教育委員会事務局次長

それでは、第33号議案、中野区文化財保護審議会への諮問につきまして、議案を提出させていただきます。

提案理由でございますが、「中野区文化財保護条例第19条に基づき、中野区登録文化財の登録又は中野区指定文化財の指定について、中野区文化財保護審議会へ諮問をする必要が

ある」というものでございます。

裏面をお開きいただきたいと思います。

登録・指定候補でございますが、鷺宮囃子里神楽面2面、所有者等につきましては、鷺宮囃子保存会でございます。

諮問の内容でございますが、「中野区登録民俗無形文化財である鷺宮囃子の里神楽に使用する面2面について、所蔵する鷺宮囃子保存会から中野区文化財として審議依頼があったため、当該品目の中野区登録文化財の登録もしくは中野区指定文化財の指定についての調査審議を諮問する」ものでございます。

内容等につきましては、参考資料をご用意させていただいておりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

まず、経緯でございますが、ただいま申し上げましたように、本年の2月11日付で、中野区登録無形民俗文化財保持者でございます鷺宮囃子保存会より、所有している里神楽面2面について、教育委員会あて文書で文化財としての審議依頼がございました。これに基づきまして、教育委員会から文化財保護審議会へ文化財としてふさわしいものか否かについての諮問を行うものでございます。

ここで、鷺宮囃子の概略について、及び、中野区文化財登録指定基準——これは内規でございますが、これらにつきまして簡単にご説明をさせていただきます。

まず、鷺宮囃子でございますが、江戸時代の末期のころに、鷺宮地域の人々が、当時、阿佐ヶ谷地域で流行していたお囃子を学んで始まったものというふうに言われております。しかしながら、宅地化や世代の交代などによりまして継承者が減少してきたため、1977年に鷺宮囃子保存会が設立されまして今日に至っております。中野区は、これらの活動を支援するため、1982年、中野区無形民俗文化財に当鷺宮囃子を登録いたしました。

ここで、里神楽でございますが、神楽には、宮中で行われます御神楽と民間で行われます里神楽に分けられております。歌唱がない、いわゆる音楽つきの舞踊演劇というふうにご理解をいただければというふうに思います。この鷺宮囃子には、50年ほど前までこの里神楽が伴って舞われていたそうでございますが、いつしかこれが消えてしまって、現在ではその所作や演奏されるお囃子も伝わってございません。そうした経過の中で、この面につきまして2面、保存会から検討・審議の依頼がなされたというものでございます。

また、中野区文化財の登録指定基準につきまして、該当するところをちょっとご説明させていただきます。

有形民俗文化財として掲げられている文化財のうち、その目的・内容等が次の1から5までのいずれかに該当するもので、この地方の生活・文化を知る上で重要と認められるもの。これは、登録の有形民俗文化財としては、例えば、民俗芸能、娯楽遊戯に用いられるもので、衣装道具ですとか楽器、面、人形、玩具、舞台等、こういったものが対象となっております。そして、この地方の生活・文化を知る上で重要と認められるものとして5項目ございます。一つ目「この地方の生活文化の特色を示すもの」、二つ目「歴史的変遷を示すもの」、三つ目「時代的特色を示すもの」、四つ目「地域的特色を示すもの」、五つ目として「職業生活の特色を示すもの」、こうしたものが対象として、この中で重要と認められるものが登録有形民俗文化財の指定・登録にかかわる審議の対象になってくるというものでございます。

続きまして、事前の意見聴取でございますが、民俗学専門の文化財保護審議会委員に意見を求めましたところ、審議・検討が必要である旨の回答を得てございます。

次に、資料の概略でございますが、鷺宮囃子の演目の中で、約半世紀前ごろから相伝されなくなった里神楽に用いられていた面のうち二面でございます。これは、作者につきましては、左側のお写真をごらんいただきたいと思います。左側は、「外道」という面で、作者は土岐廣長という方でございます。右側が「須佐之男命」という名称で、羽生光長という作者の銘がございます。いずれも、明治期の制作者でございます。

それから、この2面につきましては作者名も明記されており、指導を受けている人間国宝の方からも「貴重なもの」という意見をいただいております。この人間国宝につきましては、鷺宮囃子の指導をいただいている指導者の中に、江戸里神楽にかかわります国指定重要無形民俗文化財の継承者がお二人いらっしゃいまして、この方々を通称「人間国宝」というふうに申し上げるものでございます。この方々からも「貴重なもの」というご意見をいただいております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

山田委員長

ありがとうございました。

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

中野区の登録文化財というのと指定文化財というのはどういう違いなのでしょうか。

教育委員会事務局次長

貴重なものについては登録をして、登録をした文化財の中からさらに貴重なものについて指定をするというのが一般的でございます。ただ、その文化財が極めて貴重なものである場合には、登録、指定という順序を経ずして、直ちに指定をすることができるということになってございます。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。

飛鳥馬委員

その里神楽とこの面そのものがいつごろからつながっているのか、ちょっとはっきりしませんが、里神楽は江戸末期からという説明がありました。お面の作者は明治期の人ということで、今審議するのはこのお面のことだろうと思うのですが、そうすると、明治期につくられたお面と言っていいのでしょうか。

教育委員会事務局次長

はい。作者につきましてはお生まれが明治ということでございますので、明治期につくられたものというふうに理解はしてございます。

飛鳥馬委員

そうすると、つくられまして、里神楽で使われてきたのですが、今は中野区の登録無形民俗文化財保持者という、保持者が文化財の団体になっているのだろうと思うのです。それ以前は何かもうちょっとわかるのでしょうか。神社が持っていたとか。これは新しいと思うのです。明治から文化財保護などというのはなくて。それ以前のことでわかることがあるのかどうか。だれかが伝えてきたのだと思うのですけれども、地域の人が伝えてきたのかどうか。地域と言っても有力者だと思えますけれども。何かわかることはありますか。

教育委員会事務局次長

そこまでは私どもで確認はしてございません。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

高木委員

ご説明の中で、半世紀前ごろから相伝されなくなった里神楽に用いられているということですので、少なくとも50年以上はたっているかなと思うのです。ただ、作者の方が明治期の生まれだとすると、100年はたっていないのかなと。そうすると、個人的には、指定文化財というのはもうちょっと古いものなのかなというイメージがあるのですが、中野とい

うこういう都会で、鷲宮囃子という貴重な民俗芸能に関連したお面ということで、関係者の方や専門家の方も「審議・検討が必要である」ということですので、ここの場で文化財にするかどうかを決めるわけではないと思いますので、ここは、審議会への諮問をすることについて私は賛成でございます。

山田委員長

ありがとうございます。

私から1点です。

この2面の面ですけれども、保存状態は今どうなっていますか。その辺わかりますか。

教育委員会事務局次長

保存状態はすぐれているというふうに聞いております。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。

飛鳥馬委員

私も、審議会に諮問して調べていただくことは賛成です。私たちもよくわからないので。特に民俗文化ということで大事なのだらうと思いますので、私の子どものころも、50年以上前なのですけれども、田舎だと獅子舞いが回って歩くのですね。神社とか何かでやるのではなくて、牛舎に引かせて、その上に乗って、お囃子を鳴らしながら村々を練り歩くというのですか。それに似ているのだと思うのですね。舞踊、演劇で里を回って歩くという。一緒にやっているところもあると思いますけれども。そういう意味では、非常に民俗的ないい資料なのかなと思いますので、ぜひ諮問していただきたいなと思います。

大島委員

直接関係ないのかもしれませんが、鷲宮囃子で、特に里神楽に用いられているものは、お面のほかにも、衣装とか道具とかいろいろあるかなと想像するのです。そういうものについては、特に文化財として審議したりする必要があるようなものはほかはないのかどうか、その辺についてもし情報がありましたらお願いします。

教育委員会事務局次長

今回、対象としては、この2面の面について、人間国宝の指導者等々の方々からも「これは非常に貴重なものだ」というご意見をちょうだいしておりますので、そういう意味では、これはきちんと調査をする。ただ、あわせまして、今大島委員がおっしゃいましたように、他の里神楽に用いられていた道具などもあるということでございますので、審議会



としては、恐らくそちらも含めて調査をなされるのではないか。また、そういう方向で調査をしていただきたいというふうにはお願いはしたいというふうを考えております。

山田委員長

ほかにご質問はございますか。

今回の議案は、条例に基づいて文化財保護審議会へ諮問するかどうかということでございます。

では、質疑がなければ終結をさせていただきます。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第33号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審議は終了いたしました。

<報告事項>

山田委員長

それでは、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告>

山田委員長

最初に、委員長、委員、教育長報告です。

私のほうから、前回4月8日の第10回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告させていただきます。

4月13日水曜日は、今年度初めての定例校長会が開催されました。私と高木委員、大島委員、教育長が出席をされました。

4月14日は、キッズ・プラザ武蔵台開所式が行われました。教育長が出席をされております。

では、そのほか、委員長、委員、教育長からの報告をお願いいたします。

昨日、私の所属する中野区医師会において、今回の震災についての支援報告会が行われました。その中で、先ほども、中野区のほうで宮城県の亘理町と岩沼市と協定を結ばれたということがございますけれども、中野区医師会も岩沼市医師会の支援の要請に基づきま

して、3月の末でございますが、主に緊急医薬品を中心に支援物資を岩沼市医師会あてに送付いたしました。その中には、インフルエンザに関する感染症予防が主でございます。当時、岩沼市管内の避難所におきまして多少インフルエンザが発生をしたということでありまして、インフルエンザの予防薬、タミフルとかリレンザとか、そういったものを送付いたしましたところ、何とか集団発生が防げたということで、あちらの医師会長からお礼をいただきました。その後、中野区も、同じ岩沼と亘理町ということで、実際にはあの地区は被災された方もいますし、普通に住んでいる方もいるということで、事務的な量が非常にふえているということで、そういった意味では事務的なもののサポートは大切な事業の一つではないかなと思いますので、今後、中野区の活躍に期待したいと思います。

私からは以上です。

それでは、高木委員、お願いいたします。

高木委員

特にございません。

山田委員長

飛鳥馬委員、いかがですか。

飛鳥馬委員

特にございません。

山田委員長

大島委員、いかがですか。

大島委員

特にございません。

山田委員長

教育長からございますか。

教育長

特にございません。

山田委員長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。大島委員。

大島委員

キッズ・プラザ武蔵台が開所したということなのですから、キッズ・プラザはほか

のところでの活動状況とかを拝見したときにも、子どもたちにとって放課後のいい居場所になっているというような印象を持っているのですが、これで中野区ではキッズ・プラザが何か所になったのか。それから、このキッズ・プラザ武蔵台の体制というのはどんなふうになっているのかというようなことを、追加で説明をお願いしたいと思います。

山田委員長

いかがですか。

副参事（学校・地域連携担当）

キッズ・プラザは、この武蔵台を含めまして6所になってございます。

運営のほうにつきましては、運営委員会を設けまして、職員が大体6名体制という形で運営してございます。

山田委員長

大島委員、よろしいですか。

大島委員

はい。

山田委員長

そのほかに補足、質問、ご発言ございますか。

ご発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

山田委員長

事務局から報告事項はございますか。

子ども教育経営担当

特にございません。

山田委員長

わかりました。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第11回定例会を閉じます。どうもありがとうございました。

午前10時20分閉会